

令和4年

第3回農業委員会総会議事録

令和4年3月7日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事 (議案第1号から第5号)  
日程第4 報告 (報告第1号から第3号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名

委員の現在数 25名

出 席 委 員 ( 1 6 人 )

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	11 番	栗山 信治
12 番	松山 宗則	13 番	明石 茂
14 番	末永 久義	15 番	林 康弘
16 番	高橋 吉博	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
23 番	堀 正	25 番	小川 博行

欠 席 委 員 ( 9 人 )

6 番	城石 美枝子	7 番	金 賢志
8 番	炭谷 一三	9 番	森 敏朗
10 番	進藤 久司	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	22 番	山崎 善夫
24 番	有沢 敏博		

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

### 第2 会期の決定

- 第3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 3号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4号 農地参考賃借料について  
議案第 5号 農作業標準料金の改訂について

- 第4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について  
報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について  
報告第 3号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### 事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修

主 事 原 美里

主 査 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

### 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

### 議長（堀会長）

ただいまから、令和4年第3回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと  
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

### 議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に  
おいて「11番 栗山委員」「12番 松山委員」を指名いたします。

### 会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

## 議 事

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第1号の説明・表決）

議長（堀会長）

まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

松山職務代理者

申請番号7番の案件について、譲受人の住所が 市となっているが、通  
作距離に制限等はないのか。

事務局（吉田）

譲受人は、射水市の 〇〇〇〇に格納庫を所有している。距離の制限はない。

土合委員

同案件について、譲受人の労力総数及び稼働数が3人となっているが、内  
訳は。

事務局（吉田）

本人及びアルバイト2人で計3人となっている。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

（議案第2号説明・表決）

議長（堀会長）

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（吉田）

議案第2号の1番について説明します。

申請地は申請者の住宅に隣接しており、昭和60年と平成2年ごろから、農地法の手続をせずに住宅玄関への通路や庭の一部、駐車場として使用してきました。

道路から自宅に行くにはどうしても申請地を通らなければならないため申請するものであり、今後は、このようなことが無いように注意し、農地法の手続を遵守するとのことです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の2番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第2号の2番について説明します。

申請人は、平成12年に相続により申請地を取得しました。

申請地の一部には昭和56年に建築した車庫が建っており、車庫の出入りには必要不可欠な場所ですが、農地転用申請をした履歴が無かったので許可申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第3号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、11番栗山委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、栗山委員は当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

【栗山委員退席】

議長（堀会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

【栗山委員 着席】

（議案第4号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第4号農地参考賃借料について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号農地参考賃借料について、原案どおり適格と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号農地参考賃借料の制定については、原案どおりとすることに可決されました。

（議案第5号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第5号農作業標準料金の改訂について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第5号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第5号 農作業標準料金の改訂について、原案どおり適格と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第5号農作業標準料金の改定については、原案どおりとすることに可決されました。

## 報 告

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

（報告第1号の説明）

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

( 報告第 2 号の説明 )

議長 ( 堀会長 )

報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局 ( 吉田 )

議案書により説明。

議長 ( 堀会長 )

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長 ( 堀会長 )

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

( 報告第 3 号の説明 )

議長 ( 堀会長 )

報告第 3 号農地法第 5 条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局 ( 吉田 )

議案書により説明。

議長 ( 堀会長 )

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

( 「 なし 」 の声起きる )

議長 ( 堀会長 )

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第 2 条第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長 ( 堀会長 )

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられ

たことに感謝を申し上げます。  
以上をもって令和4年第3回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

その他協議・報告事項

令和3年度農業委員会研修会について

次回開催場所と時刻について

4月7日(木)午後2時から  
射水市役所大島分庁舎大会議室

その他

議 長

署名委員

署名委員